

1. 平成 2 8 年度事業報告

(1) 長岡市地域公共交通協議会

項目	実施日	内容
第 1 回 協議会	H28. 6. 29 (水)	(1) 平成 27 年度事業報告及び平成 27 年度歳入歳出決算報告 (2) 立川総合病院移転に伴う関連路線バスの経路変更及び南循環線の運行・内容見直しについて (報告) ・ 生活交通の利用状況について ・ 長岡市地域公共交通網形成計画の策定について ・ 平成 28 年度事業内容について ・ 平成 28 年度交通関連事業について
第 2 回 協議会	H28. 8. 31(水)	(1) 長岡市地域公共交通網形成計画策定に向けた、現状整理の結果 (報告) ・ アンケート調査の配布・回収状況 ・ 計画の骨子案（基本方針、計画目標） ・ 路線バス村松線運行内容の変更
第 3 回 協議会	H28. 11. 9(水)	(1) 長岡市地域公共交通網形成計画策定に向けた、アンケート調査結果を含めた交通施策に関する課題の確認 (2) 長岡市地域公共交通網形成計画策定に向けた、上位・関連計画の整理 (3) 長岡市地域公共交通網形成計画の骨子案（基本方針、計画目標）の確認 (報告) ・ 指標・施策（案）について
第 4 回 協議会	H28. 12. 26(月)	(1) 長岡市地域公共交通網形成計画素案 (2) 地域公共交通確保維持改善事業計画・事業評価（生活交通ネットワーク計画に基づく事業） (3) 和島地域乗合タクシー運行事業者の変更

項目	実施日	内容
第5回 協議会	H29. 2. 16(木)	(1)小国地域自家用有償旅客運送の更新登録について (2)生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について (3)平成29年度事業計画（案）について (4)平成29年度歳入歳出予算（案）について（報告） ・中央循環バス（くるりん）の路線変更と運行内容の見直しについて
第6回 協議会	H29. 3. 24(金)	(1)長岡市地域公共交通網形成計画の策定について (2)平成29年度生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の計画変更について (3)和島地域乗合タクシー運行事業者の変更について

(2) その他の会議

項目	実施日	内容
第1回 小国地域 分科会	H29. 1. 31(火)	(1)平成27年度及び平成28年度上期の利用状況について (2)公共交通空白地有償運送の更新登録申請について (3)平成29年度事業計画（案）について
第1回 川口地域 分科会	H29. 1. 25(水)	(1)平成27年度川口地域バスについて（報告） ・小千谷総合病院開院に伴う路線改定等の情報提供について ①南越後観光バス(株) ②北越後観光バス(株)
第1回 山古志地域 分科会	H29. 1. 26(木)	(1)平成27年度の運行実績について (2)運行内容の変更について

(3) 事業の報告

項目	内容
長岡市全域	<ul style="list-style-type: none"> ○長岡市全域を対象として「長岡市地域公共交通網形成計画」を策定した。 ○立川総合病院の移転に対応するため、交通事業者（越後交通）と協議を行い、路線バスの経路・時刻の見直しを行った。
小国地域	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO 法人 MTN サポートが運営を行っている小国地域生活交通（大貝線、八王子線、法末線）について、利用客数の推移を確認した。 ○自家用有償旅客運送者登録証の更新を行った。
川口地域	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO 法人くらしサポート越後川口が運営を行っている川口地域バス（西川口・田麦山線、和南津・木沢線、上川線）について、利用客数の推移を確認した。 ○川口地域バスにおいて、定期券制度を開始した。
山古志地域 ・太田地区	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO 法人中越防災フロンティアが運営を行っている山古志地域・太田地区バス（村松線、岩間木線、種苧原線、小松倉線）について、利用客数の推移を確認した。また、路線バスの運行状況や利用状況に応じて運行の見直しを行った。 ○自家用有償旅客運送の旅客範囲を拡大した。 ○自家用有償旅客運送車両について、総合特区における特例要件の適用を受けて自家用自動車有償貸渡事業を開始した。
その他の地域	<ul style="list-style-type: none"> ○中央循環バス（くるりん）の運行効率化を図るため、時刻の見直しを行った。 ○南循環線の運行効率化を図るため、運行方法を循環線から環状線へ変更するとともに、経路・時刻の見直しを行った。

2. 平成28年度歳入歳出決算報告

(1) 歳入歳出決算書

(会計期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(1) 歳入

(単位：円)

款	項	目	予算額	収入済額	増減額	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	12,000,000	12,000,000	0	長岡市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	10,000,000	5,200,000	▲ 4,800,000	国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	115	115	預金利息
合 計			22,000,000	17,200,115	▲ 4,799,885	

(2) 歳出

(単位：円)

款	項	目	予算額	支出済額	差引額	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	981,000	392,056	588,944	委員報酬 367,300円 お茶代 24,756円
	2 事務費	1 事務費	49,000	8,090	40,910	振込手数料、消耗品費 8,090円
2 事業費	1 事業費	1 事業費	13,540,000	10,925,280	2,614,720	網計画策定業務委託費 7,992,000円 協議会運営業務委託費 2,533,680円 寺泊駅前広場整備検討業務委託費 399,600円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	7,430,000	0	7,430,000	
合 計			22,000,000	11,325,426	10,674,574	

(3) 差引残額

(収入済額) 17,200,115 (支出済額) 11,325,426 (差引額) 5,874,689 円 ※ 長岡市へ返納


(2) 会計監査報告

会計監査報告

長岡市地域公共交通協議会規約第7条第3項の規定により、平成28年度の会計を監査した結果、歳入・歳出に関する帳簿並びに証拠書類等は、いずれも適正に処理されていたことを報告します。

平成29年5月23日

長岡市地域公共交通協議会
会長 大塚克弘様

監査員 小林 守 

監査員 大橋 操  

1. 規約の改正点

○別表（第6条関係）について、委員の役職名に合わせた変更を行う。

(新)

(抜粋)

区分	委員
法第6条 第2項第2号	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 <u>計画</u> 課長

(旧)

(抜粋)

区分	委員
法第6条 第2項第2号	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 調査課長

2. 長岡市地域公共交通協議会規約（案）

○次ページに示す。

長岡市地域公共交通協議会規約（案）

（名称）

第1条 この会の名称は、長岡市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（業務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（地域公共交通総合連携計画）の作成、並びに実施に関すること。
- (2) 道路運送法施行規則第49条1号に規定する市町村運営有償運送の協議に関すること。
- (3) 道路運送法施行規則第49条2号に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めること。

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、新潟県長岡市大手通2丁目6番地長岡市役所大手通庁舎内に置く。

（組織）

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監査員 2名
- 2 会長は、長岡市都市整備部長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は、会長が指名する学識経験者とする。
 - 4 監査員は、委員の互選により選任する。
 - 5 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める期間とする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び法人その他の団体の役員 その職にある期間
- (2) 前号に規定する委員以外の委員 2年以内とする。ただし、欠員等により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、長岡市都市整備部交通政策課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、長岡市都市整備部交通政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、長岡市都市整備部交通政策課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があったときは、欠席をする委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の決議の方法は、出席委員の総意で決することとする。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、若しくは助言等を求めることができる。

(分科会)

第11条 協議会は、協議会の運営に必要な事項を処理するにあたり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 協議会の予算は、長岡市その他の団体等の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。
- 3 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を受けなければならない。
- 4 会計年度の中途において既定予算に補正の必要が生じたときは、会長はこれを調製し、協議会の承認を受けなければならない。
- 5 歳入歳出予算の執行は、会長の権限とする。
- 6 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得るものとする。
- 7 協議会の出納は、会長が行うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員等は、会議に出席したときは、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、別表に掲げる法第6条第2項第1号に区分される委員、第2号に区分される交通事業者及び道路管理者の委員並びに第3号に区分される行政機関の委員は、この限りでない。

2 報酬及び費用弁償の額並びに支払方法等は、長岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年長岡市条例第12号）別表附属機関の構成員の項の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長がこれを清算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成21年11月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年12月5日から施行し、同年8月29日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年7月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年7月21日から施行する。

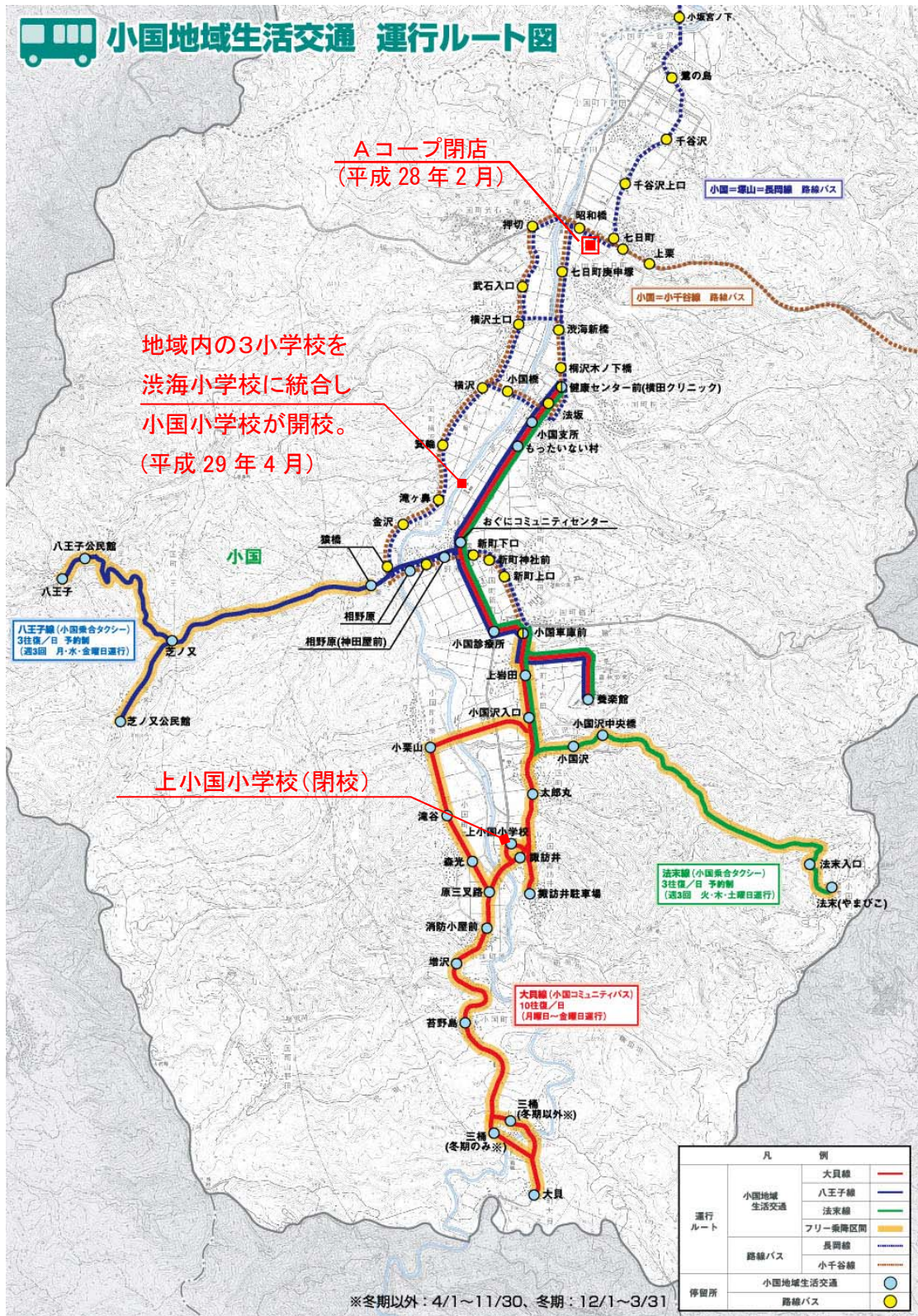
別表（第6条関係）

区分	委員
法第6条 第2項第1号	長岡市 都市整備部長
法第6条 第2項第2号	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社 総務部企画室長
	越後交通株式会社 乗合バス営業部長
	公益社団法人 新潟県バス協会 専務理事
	一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会 専務理事
	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課長
	新潟県長岡地域振興局 地域整備部 計画調整課長
	長岡市 土木部長
法第6条 第2項第3号	新潟県警察本部 交通部 交通規制課長
	長岡市老人クラブ連合会 長岡支部 副会長
	長岡市消費者協会 会長
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長
	国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)
	新潟県長岡地域振興局 企画振興部 地域振興・災害復興支援課長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会 中越地域協議会 事務局長

1. 小国地域

(1) H28 年度の運行内容

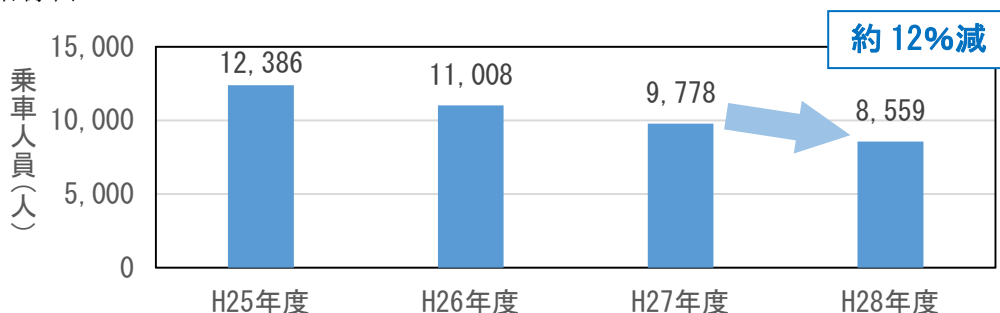
○全路線ともに、H27 年度からの運行変更はなし。



(2) H28 年度の利用状況

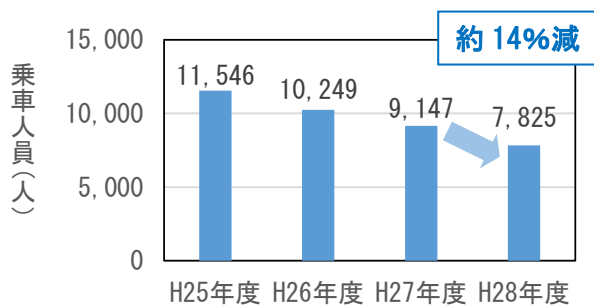
- H27 年度と比べて**全路線計では約 12%減**となっている。
- 路線別では、**大貝線が約 14%減**、**八王子線が約 35%増**、**法末線が約 5%増**となっている。
- 大貝線**の利用者減少の要因は、**人口減少**や、**小学生が減少したこと**などが考えられる。
- 八王子線**、**法末線**の利用者増加の要因は、**デマンド方式の運行内容が浸透してきたこと**、**次回の利用を訪ねるなどの運転手による営業活動が行われていたこと**などが考えられる。

■全路線計

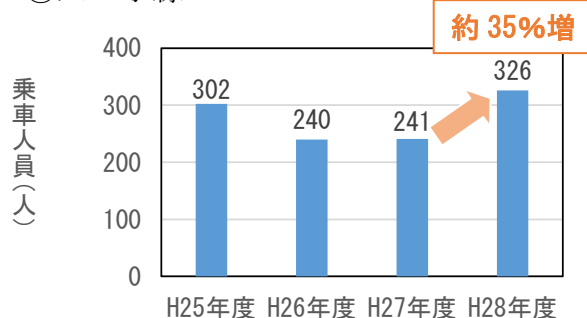


■各路線別

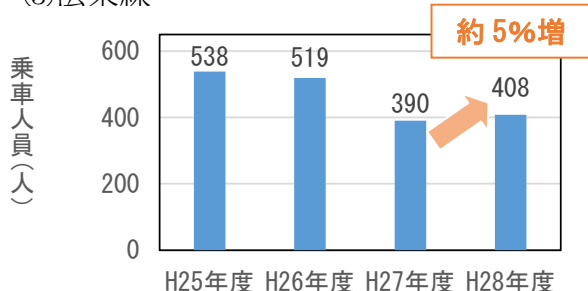
①大貝線



②八王子線



③法末線



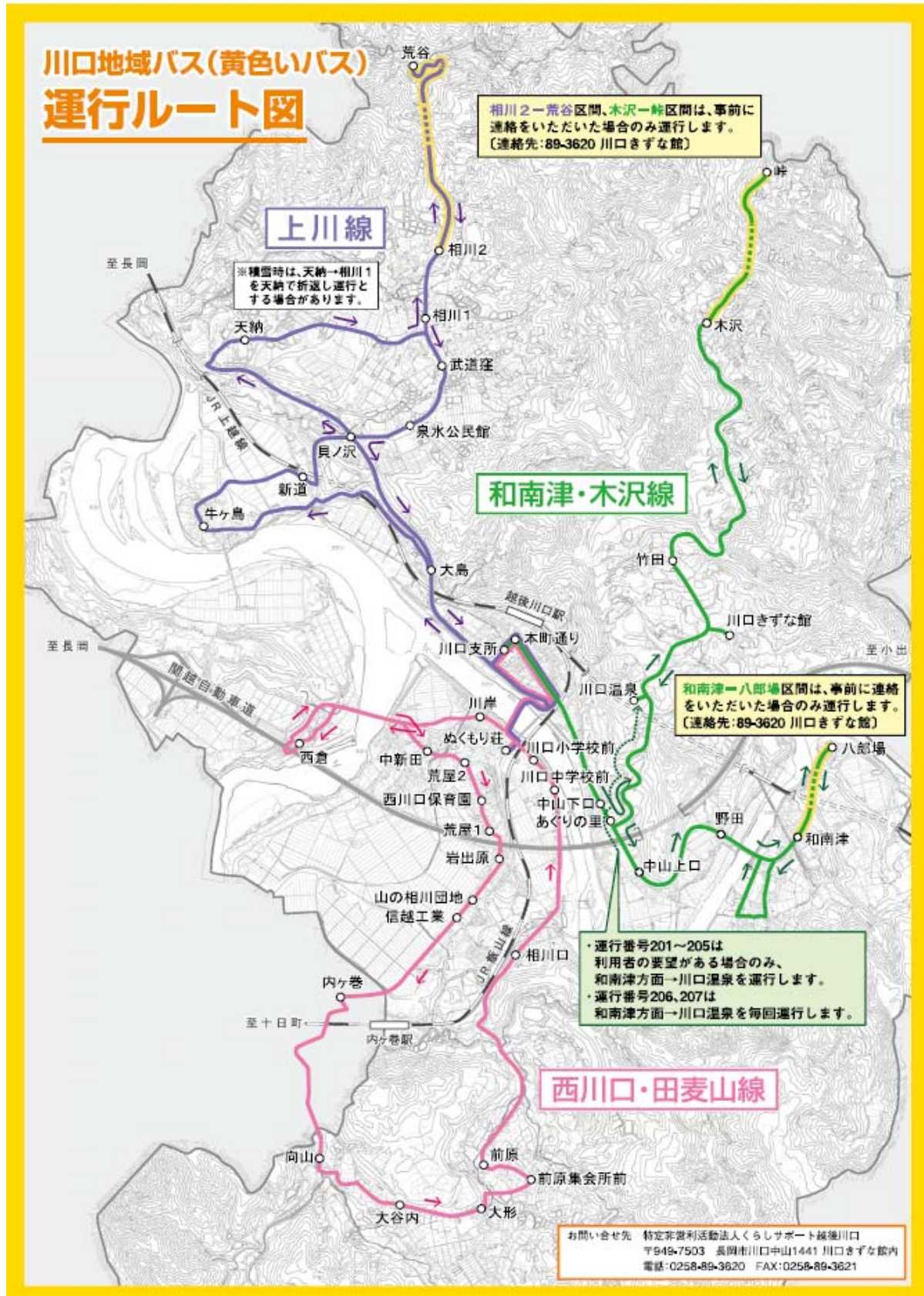
(3) 今後について

- 八王子線および法末線については、乗車人員が増加傾向であるため、今後の推移を見守るものとする。
- 大貝線については、平成 29 年 4 月の地域内の小学校統廃合（上小国小学校が廃校し、小国小学校に統合）による利用形態の変化を注視するとともに、効率的な運行となるよう見直しの検討を行うものとする。

2. 川口地域

(1) H28 年度の運行内容

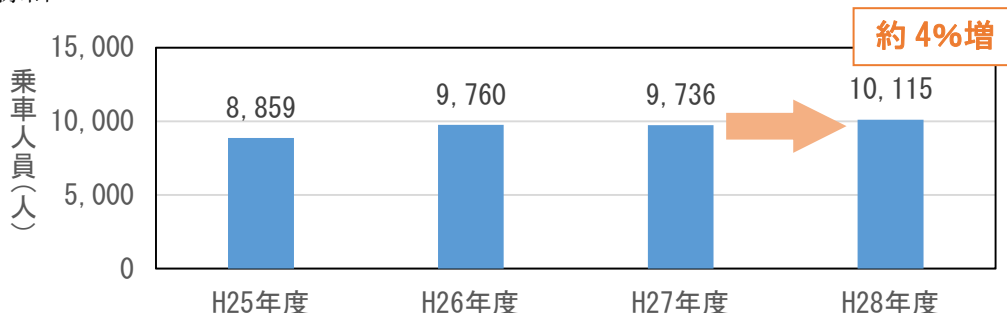
○全路線ともに、H27 年度からの運行変更はなし。



(2) H28 年度の利用状況

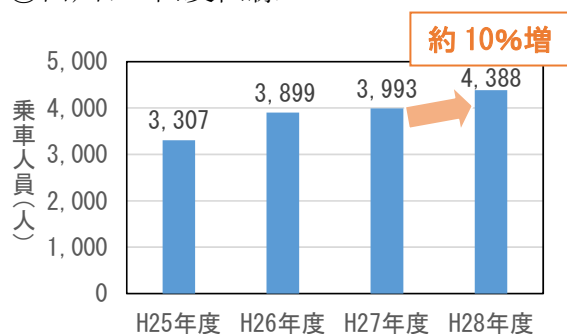
- H27 年度と比べて全路線計では約 4%増となっている。
- 路線別では、西川口・田麦山線が約 10%増となっている。
- 西川口・田麦山線の利用者増の要因は、定期券の購入によって利用回数が拡大したこと、免許返納によって利用者の絶対数が増加したことなどが考えられる。

■全路線計

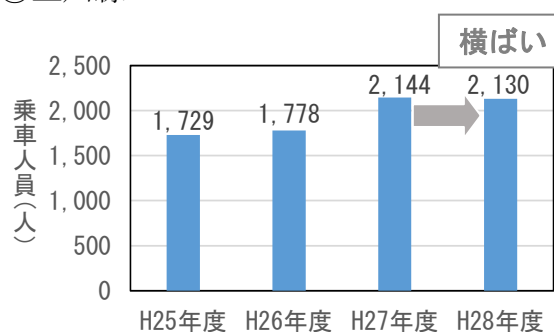


■各路線別

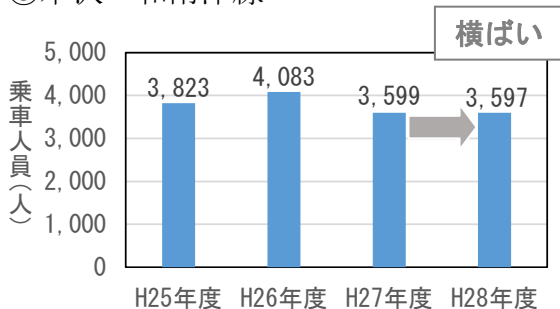
①西川口・田麦山線



②上川線



③木沢・和南津線



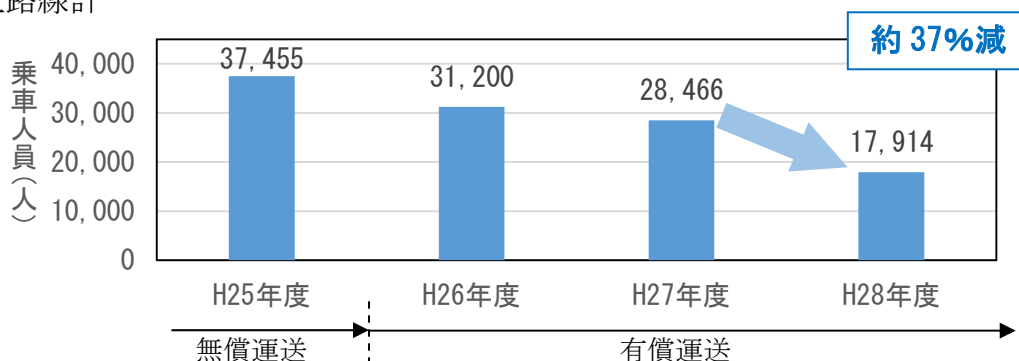
(3) 今後について

- 全路線計の乗車人員が概ね横ばいに推移しているため、今後の推移を見守るものとする。

(2) H28 年度の利用状況

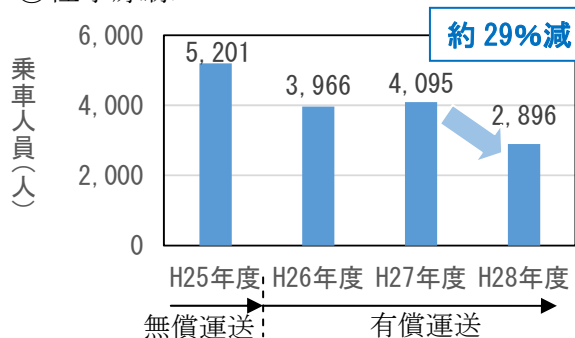
- H27 年度と比べて**全路線計では約 37%減**となっている。
- 路線別では、**種苧原線が約 29%減、村松線が約 37%減、岩間木線が約 49%減、小松倉線が約 18%減**となっている。
- 種苧原線、村松線、岩間木線、小松倉線**の利用者減少の要因は、**高校生が減少したこと**などが考えられる。また、路線バスが高龍神社まで延伸され、**村松線と路線バスが重複したこと**も、利用者減少の要因として考えられる。

■全路線計

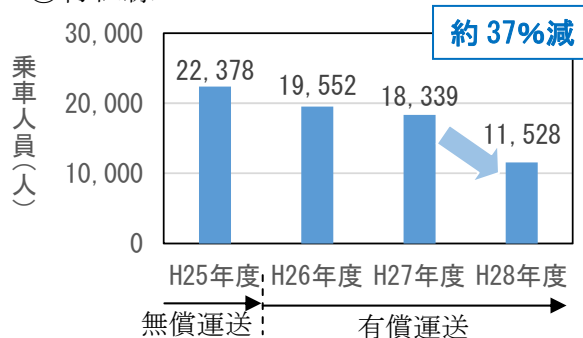


■各路線別

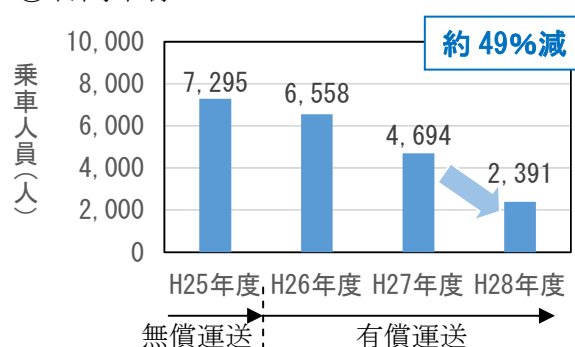
①種苧原線



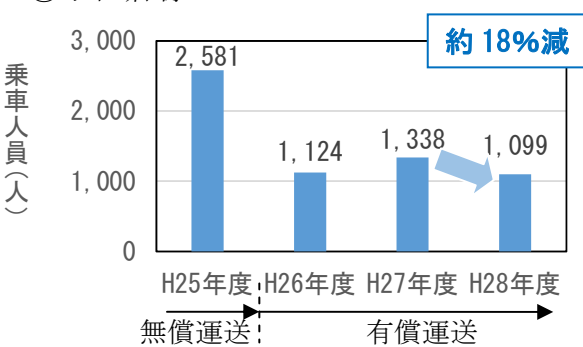
②村松線



③岩間木線



④小松倉線



(3) 今後について

- 全路線ともに、大幅に乗車人員が減少しているため、効率的な運行となるよう見直し検討を行うものとする。
- 小千谷総合病院の統合移転の開院による利用形態の変化を注視するとともに、効率的な運行となるよう見直しの検討を行うものとする。

今年度の取組み方針

平成 21 年度に策定した「長岡市公共交通総合連携計画」後における情勢の変化への対応や、平成 28 年度に策定した「立地適正化計画」（担当：都市計画課）との連携を図る必要があったため、平成 28 年度に「長岡市地域公共交通網形成計画」を策定した。

平成 29 年度においては、「網形成計画」の実実施計画である「長岡市地域公共交通再編実施計画」の策定に向けた基礎検討を行う。

また、公共交通空白地における生活交通の調査検討を行うとともに、現在、公共交通空白地有償運送が行われている地域についても、更なる運行改善を図るため支所地域と連携しながら検討を進める。

◎今年度取組み内容

- (1) 長岡市地域公共交通再編実施計画策定基礎検討
 - ・地域公共交通再編事業の可能性を検討する。
- (2) 公共交通空白地における生活交通調査検討
 - ・中之島地域の公共交通空白地を対象に、最低限必要な移動を確保する小規模輸送の実証運行を実施する（次ページ参照）。
- (3) 公共交通空白地有償運送の運行改善検討
 - ・小国地域の大貝線を対象に、八王子線・法末線を参考に効率化を検討する。
 - ・山古志地域の乗車人員の減少を受け、効率的な運行を検討する。

中之島地域の生活交通「なかのん号」実証実験(案)

運行目的

- ・地域主体による生活交通の確保の1つの方法として、実験的に長岡市が乗合タクシー「なかのん号」を実証運行し、得られた検証結果を地域の取り組みに活用します。
- ・愛称「なかのん号」は中之島地域委員会にて決定。

運行方式

- ・長岡市ハイヤー協会に運行委託。
- ・区域運行方式

運行区域

さんぬま・さいしよ
三沼・西所線

なかどおり
中通線

- ・路線バスの利用が困難な公共交通空白地を指定。

乗降位置

- ・指定停留所(右図の●印)を基本とします。
- ・「中之島支所」、「文化センター」、「パティオにいがた」の3箇所にて路線バス等との乗継ぎを可能とした。

利用方法

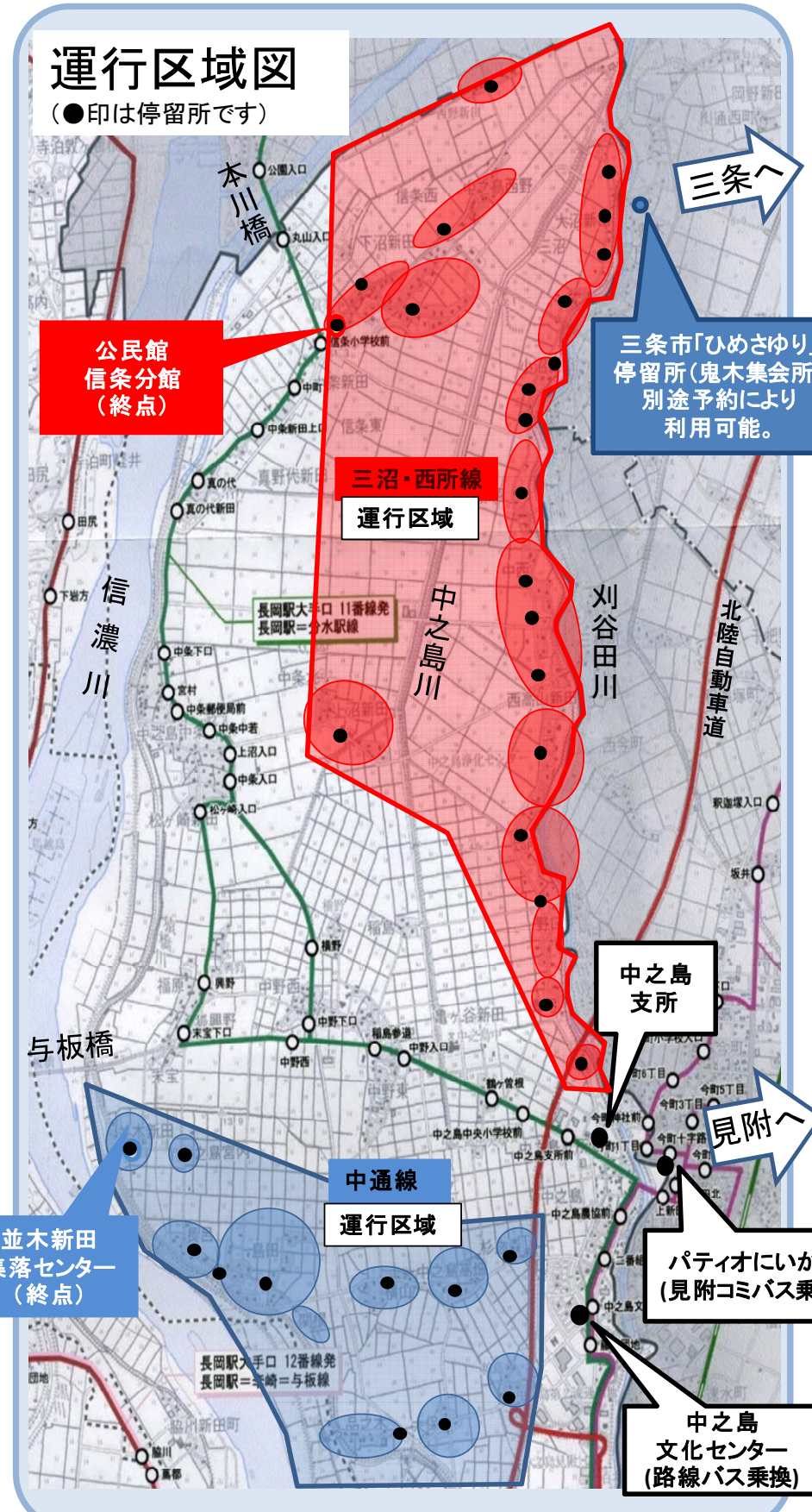
- ・予約は電話かFAX(2前日の17時に切)
- ・予約が無い場合は運行しません。

運賃

- ・1人100円/1乗車
(膝上の乳幼児は無料その他割引無)
- 本来は1人300~500円前後と推定されるが、実証運行で利用者を確保するために低料金とします。

今後の予定

- ・8月から広報等を開始
- ・9月4日から運行開始(予定)



運行日

- ・三沼・西所線 毎週(月・水・金曜日)の3回
- ・中通線 毎週(月・水・金曜日)の3回
- ※土日祝日及び年末年始(12/29~1/3)は運休します。

	9月	10月	11月	12月	1月	2~3月
三沼 西所線	○	○			○	予算次第 継続運行
中通線			○	○	○	

運行時刻

三沼 西所	公民館 信条分館	進行 方向	中之島文 化センター	パティオ にいがた
1便	8:10	→ (上り)	9:00着	9:10着
2便	9:40	→	10:30着	10:40着
3便	13:10	← (下り)	12:20着	12:10発
4便	15:20	←	14:30着	14:20発

中通	並木新田 集落センター	進行 方向	中之島文 化センター	パティオ にいがた
1便	7:30	→ (上り)	8:00着	8:10着
2便	9:00	→	9:30着	9:40着
3便	12:50	← (下り)	12:20着	12:10発
4便	15:00	←	14:30着	14:20発

- ・乗継を考慮しパティオの発着時刻を固定する。
- ・その他運行区域内は予約状況に応じた参考時刻。

乗継ぎ

- ・通院ニーズにも配慮した時刻を設定。
- ・朝の立川病院行きや済世会病院行きも利用可能。
- ・帰りは12時頃病院発のバスから乗継利用可能。
- ・見附市のコミバスは1~2便/1H運行し、乗継可能。

○長岡市地域公共交通網形成計画に基づき、各種施策を推進する。

■生活交通の確保対策

項目	内 訳	予算額（千円）
路線バス補助金		107,526
コミュニティバス等補助金	小国、川口、山古志、和島	66,049
公共交通空白地生活交通実証運行	中之島（乗合タクシー）	3,000

■公共交通の利用環境整備

項目	内 訳	予算額（千円）
バス待合所設置事業補助金	町内会等が設置するものに対して補助	1,200
移動円滑化整備費補助金	ノンステップバス導入補助	6,800
公共交通情報提供システム運用		8,163

■駅前広場整備

項目	内 訳	予算額（千円）
前川駅（東口）	駅前広場整備工事費等	46,442
前川駅（西口）	駅前広場用地取得費	87,500

■モビリティマネジメントの推進

項目	内 訳	予算額（千円）
ながおかノーマイカーデーの実施		232
自転車利用環境整備事業	フォローアップ調査	1,000